

みやざきリサイクル製品認定制度の概要

平成 23 年 1 月 17 日
社団法人宮崎県産業廃棄物協会

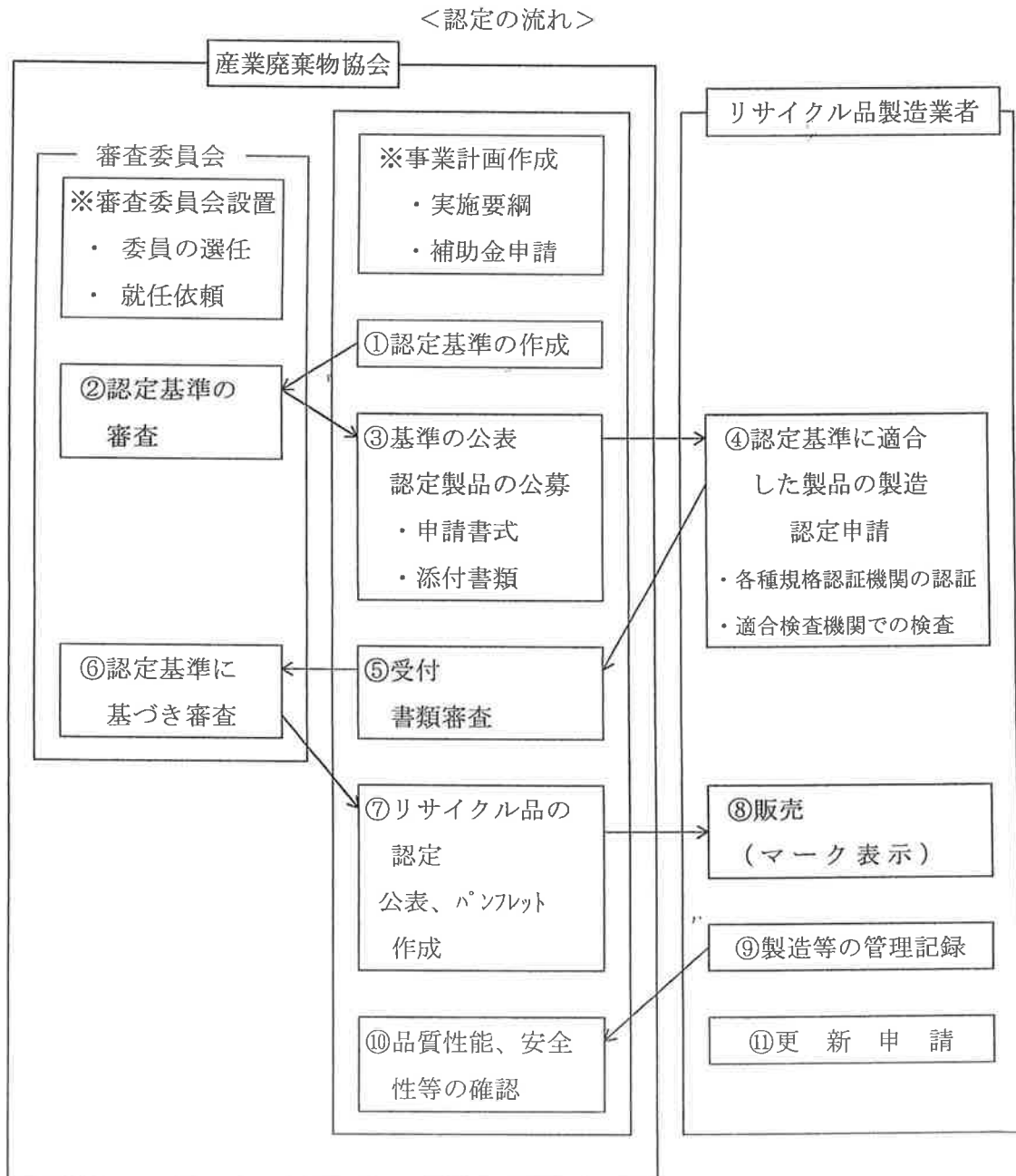
目 次

1	制度の目的	P 1
2	認定要件	P 2
3	認定基準	P 2
4	認定製品	P 2
5	認定の手続き	P 3
6	認定事業者の責務	P 3
7	平成22年度の申請手続き	P 4
8	認定基準の詳細	P 7

1 制度の目的

社団法人宮崎県産業廃棄物協会(以下「協会」という。)では、平成22年度から廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成と振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的に、品質安全性等について一定の要件を満たすリサイクル製品の認定を協会が行い、その利用促進を図るために本制度を創設しました。

認定制度に係る一連の流れは、次の図のとおりです。



2 認定要件

- (1) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で、製造されていること。
- (2) 県内で発生した循環資源を原料の全部又は一部として製造されていること。
- (3) 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令が遵守されていること。
- (4) 認定申請時において、既に販売され、又は申請から6月以内に販売されることが確実であること。
- (5) 安全性、品質及び循環資源の利用割合について、認定品目ごとに協会が別に定める認定基準を満たしていること。

3 認定基準

認定対象製品には、認定基準として次の3項目の基準が定められており、それぞれの基準を満たす必要があります。

- (1) 安全性 (2)品質 (3)循環資源の利用割合

※認定基準の詳細は、7～8ページを参照してください。

4 認定製品

2の認定要件を満たした廃棄物を再生利用して製造を募集し、認定します。

(例)

① 土木建築資材

- ・スラグを原料にしたアスファルトコンクリート、コンクリート二次製品等
- ・コンクリートくずを原料にした骨材、路盤材等
- ・上下汚泥を原料にしたレンガ等

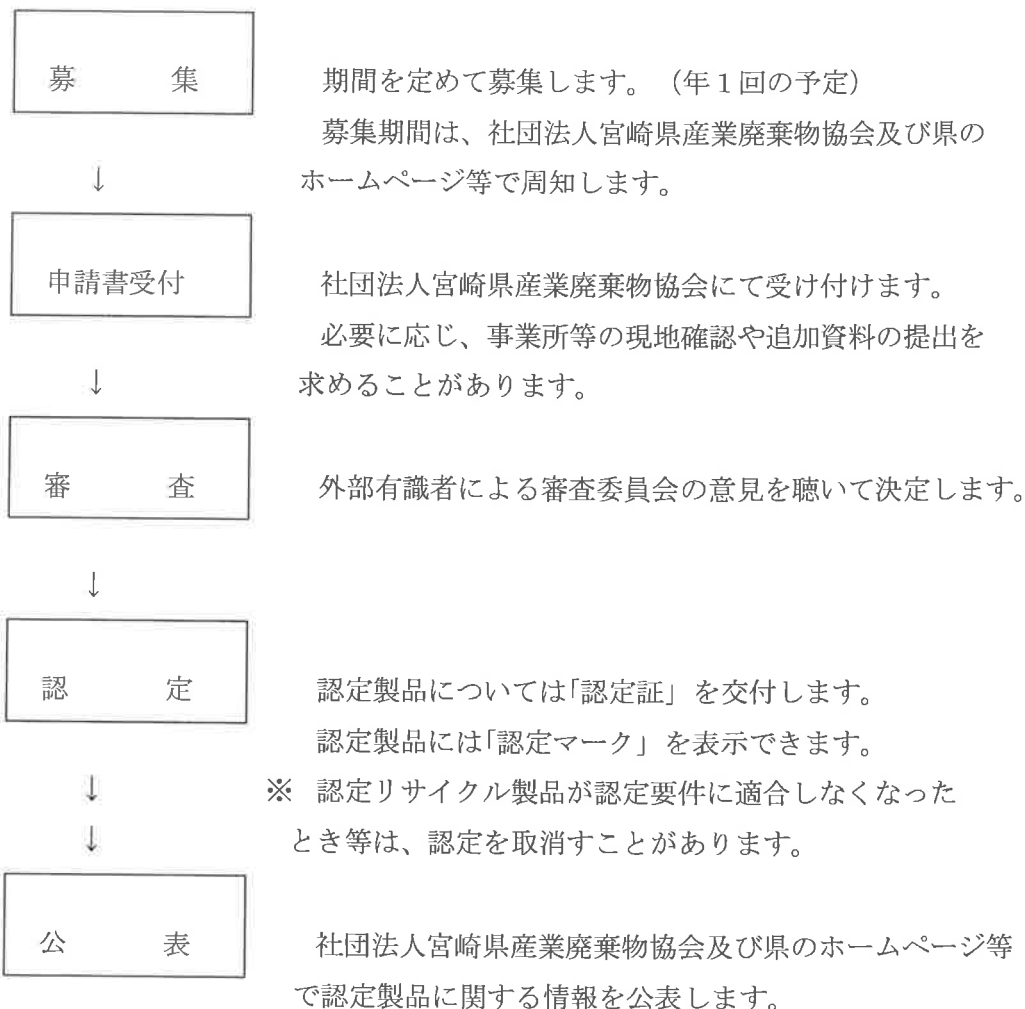
② 農業用資材

- ・廃木材を原料にしたおが粉等
- ・バーク肥料等

③ 日用品

- ・古紙を利用したトイレットペーパー、フラワーポット等

5 認定の手続き



6 認定事業者の責務

- (1) 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければなりません。
- (2) 認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに社団法人宮崎県産業廃棄物協会に報告するとともに認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければなりません。
- (3) 認定業者は、各年度の4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績をみやざきリサイクル製品販売実績報告書(第7号様式)により報告しなければなりません。

7 平成22年度の申請手続き

(1) 平成22年度募集品目

平成22年度の募集品目は、建設資材2品目とします。

- ・再生加熱アスファルト混合物（再生合材）
- ・再生資源を含有した路盤材（再生クラッシュラン）

RC30 RC40

(2) 申請受付期間(年1回)

平成23年1月21日(金) から2月21日(月) まで
土、日、祝日を除く。午前8時30分～午後5時00分まで

(3) 申請・相談窓口

〒880-0802 宮崎市別府町3番1号 宮崎日赤会館2階

社団法人 宮崎県産業廃棄物協会

電話 0985-26-6811

FAX 0985-31-1703

HP <http://www.miyazaki-sanpai.com>

※ 事前相談は随時行っております。

※ 来所により申請・相談する際は、担当者が不在もありますので、できるだけ事前に連絡の上、ご確認ください。

(4) 申請書類

① みやざきリサイクル製品認定申請書

申請書を作成し、2部提出してください。申請様式は、ホームページからダウンロードできます。

なお、申請書記載要領は、ホームページを参照してください。

② 添付書類

申請書には「添付書類」をそれぞれ2部添付してください。

③ 申請手数料

無料です。ただし、申請のために実施する品質試験等に要する費用は、申請者の負担となります。

(5) 審査

① 申請書の提出時に、添付書類に記載漏れ等がないことを確認し、収受します。(申請書は返却いたしませんので、申請時に提出した申請書及び添付書類一式の控えを保管しておくことをおすすめします。)

② 後日書類不備などが見つかった場合は、申請者の補正や再提出していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

- ③ 審査の過程で、必要な書類の追加資料の提出や試験検査の実施をお願いすることがあります。
- ④ リサイクル製品を製造・加工する事業場へ現地確認を行う場合は、あらためてご連絡いたします。
- ⑤ リサイクル製品に関する外部学識経験者等による審査委員会を開き、意見を聴いて審査を行います。
- ⑥ 審査結果に基づき、社団法人宮崎県産業廃棄物協会長が認定の可否を決定し、文書等により通知いたします。(平成23年3月頃発表の予定です。)
- ⑦ 認定要件等が確認ができない場合は、認定を行いません。

(6) 認定証交付及び認定期間

- ① みやざきリサイクル製品認定制度により認定を受けた製品であることを証する認定番号を付した認定証(第3号様式)を交付します。
- ② 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年を経過した年度の末日までです(本年度の認定の有効期間は、平成26年3月末まで)。
有効期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、平成25年度の募集期間最終日までに所定の書類等を備えて、更新申請をしてください。

(7) 認定マーク

本県のリサイクル製品として認定された場合、次の認定マークを製品に表示し、併せて「みやざきリサイクル認定製品」の文字、認定を受けた番号を記載することができます。



(8) 申請の取り下げ

申請製品に係る認定証の交付を受ける前に、申請の全部又は一部を取り下げる場合は、申請取下書(第2号様式)を提出してください。

(9) 変更申請・変更届出

認定証の交付を受けた後に、認定製品に係る次の事項に変更が生じた場合は、速やかに変更申請又は変更届出をしてください。

① 変更申請

規格の変更又は追加、製造事業場の移転又は追加、原料の追加

② 変更届出

認定事業者の住所・氏名・製品名、規格（試験等を必要としない軽微な変更）、製造事業場お名称、一部の原料の利用とり止め、利用割合（認定基準に適合する範囲内）など

(10) 認定の辞退

認定証の交付を受けた後に、認定製品に係る次の事項に該当した場合は、遅滞なく認定の辞退の届出をしてください。

- ① 認定製品が認定要件に適合しないこととなる時。
- ② 認定事業者が認定の条件を履行できなくなった時。
- ③ 認定製品の製造を廃止するとき。
- ④ その他特別な事情がある場合。

(11) 認定の取消

次に示す事項に該当するとき、認定の取消しを行うことがあります。

- ① 認定製品が認定要件に適合しなくなった時。
- ② 認定事業者が不正な手段により認定を受けた時。
- ③ 認定事業者が申請者の欠格事由に該当した時。
- ④ 認定事業者が正当な理由がなく認定の条件を履行しなかった時。
- ⑤ 認定事業者が変更申請及び認定の辞退の届出の規定に違反した時。
- ⑥ 認定事業者が要綱に基づく報告をしなかった時。
- ⑦ その他協会長が特に必要と認めるとき。

(12) その他

認定後も品質安全確認のため、報告を求めることがあります。

※ 各申請様式については、社団法人宮崎県産業廃棄物協会ホームページ等にてご確認ください。

区 分		認 定 基 準
1 安全性	(1)特別管理廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと。
	(2)有害物質	ア 環境基本法(平成5年法律第91条)第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準(溶出量)を満たしていること。 イ 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第18条第1項(溶出量)及び第2項(含有量)の規定による基準を満たしていること。
	(3)ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定によるダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準に基づいて実施する測定の結果が次の基準を満たしていること。 (媒体は「土壌」を適用) 《基準値》250pg-TEQ/g未満
2 品質	ア 宮崎県グリーン購入基本方針に品質等に関する判断が示されている場合は当該基準を満たしていること イ 次に掲げる基準のいずれかを満たしていること (ア) 日本工業規格 (イ) 日本農林規格 (ウ) エコマーク認定基準 (エ) その他公的機関等が定める基準	
3 循環資源の利用割合	ア 品目ごとに別に定める率の循環資源を原材料として使用していること。 イ 宮崎県がグリーン購入基本方針に循環資源の利用割合に関する判断基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。	

備考

品質又は循環資源の利用割合に関する基準が存在しない製品については、原則として公的機関等が定める類似の製品の基準によるものとする。

社団法人宮崎産業廃棄物協会認定リサイクル製品循環資源配合率

N o.2

循環資源	製品類型	配合率
紙くず・古紙	衛生用紙（ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）	県物品調達方針による
	情報用紙（印刷用紙、フォーム用紙等）	県物品調達方針による
	事務用品（ノート、ファイル、事務用封筒等）	県物品調達方針による
	紙製品の包装用紙（緩衝材、紙トレイ等）	おおむね90%以上
木くず	木材等を使用したボード	おおむね100%
	廃木材再生品（鉛筆、定規等）	おおむね100%
	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品（屋外用品、運動具、家具、生活・文化用品等梱包用材、木炭、土壌改良資材、活性炭 等）	おおむね100%
廃プラスチック類	再生材料を使用したプラスチック再生品（擬木、プランター、型枠等）	おおむね70%以上
	再生PET樹脂を使用した再生品（衣服、身の回り品、履物、工業用製品等）	おおむね50%以上
ガラス及び陶磁器くず	タイル、ブロック、容器など再生材料を使用した製品	おおむね20%以上
がれき類 無機性汚泥	再生土木資材（再生路盤材、再生加熱アスファルト混合物等）	おおむね50%以上
焼却灰	再生材料を使用したタイル・ブロック	おおむね40%以上
熔融スラグ	一般廃棄物及び下水汚泥の熔融スラグを使用した再生土木資材	おおむね5～10%程度
動植物残さ 家畜ふん尿 有機性汚泥	肥料土壌改良材	おおむね60%以上

注) (1) 複数の循環資源を使用する場合の配合率は関係する配合率のうち最も高いものを適用し、配合率の計算は使用する循環資源の重量割合の合計とする。

(2) 循環資源の品目の定めのないものについては、認定審査委員会で協議するものとする。